



平成 30 年 7 月 2 日

各 位

会社名 日本海洋掘削株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 安井 泰朗
(コード番号：1606 東証第一部)
問合せ先 広報・IR 室長 風間 直毅
(TEL. 03-5847-5862)

内部統制報告書の評価結果不表明、内部統制監査報告書及び監査報告書における
意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。本報告書において、平成 30 年 3 月 31 日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断した旨を記載しており、また、これを受け、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、当社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨の内部統制監査報告書を受領しておりますので、お知らせいたします。

さらに、有限責任あずさ監査法人から平成 30 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表について意見を表明しない旨の監査報告書を受領しましたので、併せてお知らせいたします。

1. 内部統制報告書の内容

当社及び当社の連結子会社であるオランダ法人 Japan Drilling (Netherlands) B.V. (以下「JDN 社」) は、平成 30 年 6 月 22 日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日東京地方裁判所にその申立てを行いました。よって、今後、当社及び JDN 社は、東京地方裁判所より会社更生手続の開始決定を受けた後、更生手続を遂行することとなりますが、現時点では、更生計画案は未作成であるため、継続企業の前提の評価に関する内部統制について、評価手続が実施できませんでした。

当社及び JDN 社は、平成 30 年 6 月 22 日に東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行ったことに伴い、現時点では、更生計画案は未作成であるため、継続企業の前提の評価に関する内部統制について評価手続が実施できず、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

2. 監査を実施した監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

3. 内部統制監査報告書及び監査報告書の内容

(1) 受領した内部統制監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

【監査人の責任】

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明の根拠】

内部統制報告書に記載のとおり、当社及び JDN 社は、それぞれ平成 30 年 6 月 22 日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日東京地方

裁判所に会社更生手続開始の申立てを行っている。今後、会社及び JDN 社は、東京地方裁判所より会社更生手続の開始決定を受けた後、更生手続を遂行することとなるが、現時点では、更生計画案は未作成であり、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続である継続企業の前提の評価に関する内部統制の評価手続を実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明していない。このため、当監査法人は意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明】

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、日本海洋掘削株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

(2) 受領した平成 30 年 3 月期の連結財務諸表に係る監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

【監査人の責任】

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明の根拠】

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社である Japan Drilling (Netherlands) B.V. (以下 JDN 社) は、それぞれ平成 30 年 6 月 22 日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行っている。今後、会社及び JDN 社は、東京地方裁判所より会社更生手続の開始決定を受けた後、更生手続を遂行することとなるが、現時点では、更生計画案は未作成であり、当監査法人に提示されていない。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明】

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

(3) 受領した平成 30 年 3 月期の財務諸表に係る監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

【監査人の責任】

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明の根拠】

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、平成30年6月22日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行っている。今後、会社は、東京地方裁判所より会社更生手続の開始決定を受けた後、更生手続を遂行することとなるが、現時点では、更生計画案は未作成であり、当監査法人に提示されていない。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

【意見不表明】

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、財務諸表に対して意見を表明しない。

4. 内部統制監査報告書及び監査報告書の受領日

平成30年6月29日

5. 会社の今後の対応

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から監督委員兼調査委員に選任された片山英二弁護士
の監督の下、役職員が一丸となって会社の事業再建に尽力してまいります。

以上